



17消安第2891号
平成17年8月12日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

動物性加工たん白の輸入一時停止措置について

動物性加工たん白及び飼料用動物性油脂については、国内における牛海綿状脳症（BSE）の発生に伴い、下記の各通知に基づいて輸入停止措置を講じているところである。

一方、国内においては、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、飼料及び肥料に供される動物性加工たん白の一部について、製造及び出荷停止措置を順次解除してきたところである。

これを踏まえ、我が国に輸入される動物性加工たん白についても、輸出国において国内と同等の安全性の確保が講じられていることが確認できるものについては、輸入一時停止措置から除外することとし、別紙のとおり動物性加工たん白の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領を定めるとともに、下記の各通知を廃止したので、動物検疫の実施に当たっては的確な対応をお願いします。

記

1. 「飼料用動物性油脂の輸入及び国内での使用に係る措置について」
(平成13年12月27日付け13生畜第5217号生産局長通知)
2. 「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について」
(平成14年11月12日付け14生畜第5000号生産局長通知)

動物性加工たん白の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領

- 1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白の安全性が確認されるまでの間の動物性加工たん白の輸入検疫に関する暫定的な取扱いを定めるものとする。
- 2 すべての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白のうち、次に掲げるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。
 - (1) 飼料（飼料添加物を含む。以下同じ。）及び肥料に供される動物性加工たん白であって、次に掲げるもの
 - 骨粉（碎骨並びに Steamed bone grist、Steamed bone grain 等蒸製骨粉（Steamed bone meal）とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。）
 - 肉粉
 - 肉骨粉
 - 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品（医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。）
 - 皮粉
 - 羽毛粉
 - 蹄粉
 - 角粉
 - 臓器粉
 - 加水分解たん白
 - 魚粉
 - 動物性油脂
 - 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）
 - 獣脂かす
 - 第二リン酸カルシウム
 - ゼラチン
 - コラーゲン
 - オセイン
 - (2) (1) の から までを成分とした飼料・肥料となる可能性があるもの
- 3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白については、動物検疫所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができるものとする。

- (1) 骨粉のうち、1,000 以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (2) 魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白を使用していないことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (3) 動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が 0.15 % 以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (4) 第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (5) ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び 1 3 8 以上 4 秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの
 - ア 消火剤用蒸製蹄角粉
 - イ 砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び釉薬用骨炭製造用に限る。）
 - ウ 精糖用骨炭
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの
- (8) ペットフードのうち、家畜用飼料として転用される可能性のないもの

別添

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、碎骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び釉薬用骨炭製造用に限る）及び精糖用骨炭に係る輸入検疫証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 消火剤用蒸製蹄角粉

(1) 検査証明書の添付

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、別紙1に定めるBSE発生国等以外の国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる蹄及び角は、特定部位（反すう動物の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、脊柱（骨、背根神経節等の構成部分）及び回腸遠位部（盲腸接続部より2メートルの部分）をいう。以下同じ。）による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、別紙2に定めるOIE（国際獣疫事務局）の基準（国際動物衛生規約附則3.6.3.）と同程度の基準を満たす加熱処理を行ったものであること。

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア 当該品の輸入検査及び加工処理を行う場所（以下「検査加工処理場」という。）は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該品は消火剤用蛋白系気泡剤として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者（検査加工処理場責任者を含む。以下同じ。）から、当該品の加工計画等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられないことのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

2 碎骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び釉薬用骨炭製造用に限る。）

（1）検査証明書の添付

法第37条第1項の規定に基づき、輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

（2）輸入検査及び加工処理について

ア 検査加工処理場は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該検査加工処理場において、当該品が700～800 で8時間以上の炭化処理がなされることを確認すること。

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭又は釉薬用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

（3）加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の加工計画、製造後の出荷記録等を提出させること。

（4）残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

（5）製造された骨炭について

ア （2）において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用又は釉薬用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用骨炭は家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないことを確認すること。

ウ 当該場所の管理者から、骨炭の使用記録等を提出させること。

エ 精糖用骨炭の使用後、再利用する目的で約500 で3時間以上加熱処理する際に生じる残さについては、飼料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録簿等を提出させること。ただし、肥料用の用途に供する場合はこの限りではない。

オ 浄水ろ過材用骨炭の使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物若しくは家庭系一般廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録等を提出させること。

カ 糞薬用骨炭の使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 精糖用骨炭

(1) 検査証明書の添付

輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、700～800 で8時間以上の炭化処理がされたものであること。

(2) 使用場所について

当該品を使用する場所は、当該品が精糖用として使用される場所であることを確認すること。

(3) 使用記録等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の使用計画、使用記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

精糖用骨炭の残さの処理については、2の(5)のエに準じて処理すること。

別紙 1

オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

O I E 国際動物衛生規約附則 3 . 6 . 3 .

伝達性海綿状脳症因子の感染性を弱める処理法

3 . 6 . 3 . 1 項

肉骨粉

反すう動物由来のたん白を含む肉骨粉の生産において伝達性海綿状脳症因子に感染性を弱めるには、以下の処理法を用いるべきである。

- 1 . 生材料については、加熱処理を行う前に粒子の大きさが最大 5 0 m m になるまで縮小させること。
- 2 . 生材料については、湿熱 1 3 3 以上の温度で、2 0 分、3 気圧の加熱処理を行うこと。

OIE International Animal Health Code

APPENDIX 3.6.3.

**PROCEDURES FOR THE REDUCTION OF INFECTIVITY
OF TRANSMISSIBLE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY
AGENTS**

Article 3.6.3.1.

Meat-and-bone meal

The following procedure should be used to reduce the infectivity of any transmissible spongiform encephalopathy agents which may be present during the production of meat-and-bone meal containing ruminant proteins:

1. The raw material should be reduced to a maximum particle size of 50 mm before heating.
2. The raw material should be heated under saturated steam conditions to a temperature of not less than 133 for a minimum of 20 minutes at an absolute pressure of 3 bar.